



占出山町だより

2006年8月号

やっと梅雨明け！と、思ったらもう8月です。

今年は9月に入っても猛暑は続くとの長期予報。皆様、体調管理には気をつけましょう！

今月の占出山町だよりは、出産に関する保険と給付のお話です。



8月号目次

☆出産と保険料

☆出産に関して、どの保険からどんな給付が出るの？



☆ 出産と保険料

会社で働く女性は勿論、パートナーの男性にとっても、出産・育児期間について保険料が徴収されるのか、家庭設計の上で知っておきたいですね。以下に整理して見ました。

【産休の期間】

出産以前42日間（多胎妊娠の場合98日間）、出産後56日間は産前・産後休業期間です。

・ 雇用保険

給与の支払いがない場合、雇用保険料は徴収されません。

・ 健康保険・厚生年金保険料

産休期間については、保険料の徴収免除はありません。産休直前の標準報酬月額による保険料の支払いが必要となります。

この期間に給与の支払いがない場合、後で述べる健康保険から支給される出産手当金や出産育児一時金からは天引きができませんので復職後一括で支払うか分割で支払うかの方法をとる場合があります。

この期間の給与の支払いの有無、保険料の徴収方法などについては、お勤めの会社の就業規則で、または人事担当者に確認してみましょう。

西尾雅枝社会保険事務所では、各種年金のご相談をお受けしています。機密性のある独立した相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

（裏面に続く）

☆出産に関して、どの保険からどんな給付が出るの？

【産休の期間】

- ・ 健康保険から

産前産後期間で仕事を休み、給料が支払われない場合は、標準報酬月額額の6割が「**出産手当金**」として支給されます。

具体例： 標準報酬月額（≒実際のお給料）20万÷30日＝6,666.66...

$$6,670 \text{ 円} \times 60\% = 4,002 \text{ 円}$$

会社から給与が支給されている場合、この4,002円との差額支給です。

請求は、「健康保険出産手当金請求書」で社会保険事務所に通常は会社経由です。

***平成19年4月から、出産手当金の額は標準報酬月額額の3分の2になります！**

ただし、平成19年4月以後退職後6月以内の継続支給は廃止となります。

また、「**出産育児一時金**」も支給されます。出産育児一時金は、健康保険の被扶養者となっている家族の場合でも請求できます。

額は、一児につき30万円です。（双子なら60万円ですね）

*** 今年の10月からは35万円にアップします。**

通常、会社経由で出産手当金や出産育児一時金の請求しますが、産休に入る前にどのような段取りで請求するのか会社としてのシステムを確認しておきましょう。

☆注意点

- ・ 出産手当金や出産育児一時金を請求する場合に必要な医師の診断書または意見書は有料です。
- ・ 正常分娩の場合、病気ではありませんので健康保険は適用されず10割負担となります。帝王切開等の異常分娩の場合は健康保険が適用されます。
- ・ 会社が、健康保険組合に加入されているのであれば、通常健康保険とは違った内容になっている場合もあります。保険の種類を確認なさってくださいね。

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

